

2. ■

基本的な考え方

2-1

提供作業と代金の関係

○ 提供作業と代金の関係

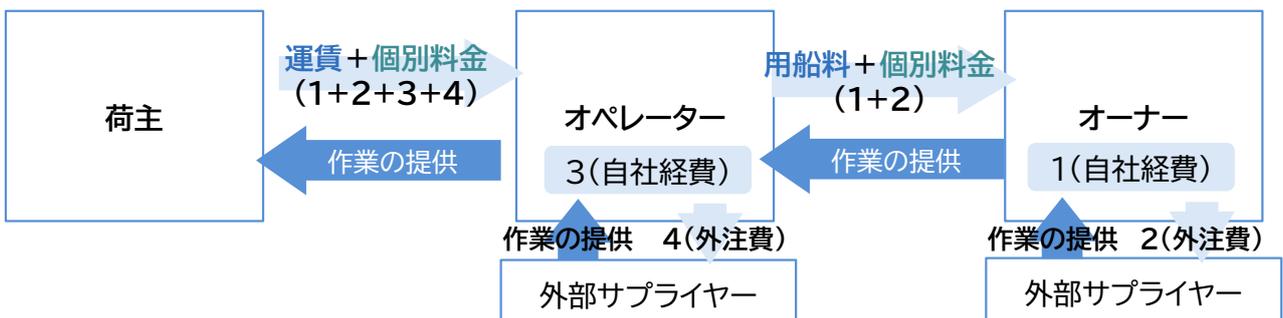
受注者が行う「提供作業」に対して、発注者から「代金」が支払われることが原則です。このため、受注者が「どのようなサービスを提供するか」と、発注者が「どのような代金を支払うか」の2つの側面を整理することが求められます。

○ 内航海運において発生する代金

運賃	貨物の輸送というサービスの対価として荷主がオペレーターに支払う代金です。主に用船料、燃料費、港費等の原価と利益が含まれます。
用船料	オペレーターがオーナーから船舶および船員の提供を受ける対価としてオーナーに支払う代金です。主に船員費、船舶減価償却費、修繕費、保険料等の原価と利益が含まれます。
個別料金	契約締結後に想定の範囲を超えて事後的に発生した作業に対する対価や、内航海運の輸送サービスとは別に行う作業やその外注の対価として、運賃・用船料とは別に支払われる代金です。

○ 発注者による費用負担の原則

受注者が一次負担する費用は、最終的に発注者が負担することが原則です。このため、オーナーが一次的に負担する費用は用船料や個別料金としてオペレーターが負担し、オペレーターが一次的に負担する費用は運賃や個別料金として最終的に荷主が負担することが求められます。



運賃・用船料等の算出手法の考え方

○ コストベースプライシングによる運賃・用船料等の算出

受注者は、提供する作業にかかる原価に適正な利益を加算する手法(コストベースプライシング)で運賃・用船料等を設定することで、算出根拠を客観的に説明することができます。

算出の流れと各項目の算出手法は以下のとおりです。

項目	説明	運賃 用船料	個別 料金
1 提供作業と それに対応する 費目の整理	提供作業及び各提供作業に対応する運賃・用船料等を構成する費目を本書の付録「提供作業と原価の整理表」(P-40)や実態をもとに整理 →提供作業の対価を運賃・用船料に含めるのか、個別料金として設定すべきかに留意して整理しましょう	○	○
2 作業原価の算出	1で整理した費目ごとの原価を算出	○	○
3 間接経費の算出	事業運営に必要な間接経費を網羅的に整理し算出	○	-
4 総原価の算出	提供作業に必要な原価に間接経費を合わせて総原価を算出	○	-
5 利益の算出	事業運営や新規投資等に必要な利益を算出	○	○
6 運賃・用船料等の 単価・総額の算出	総原価に利益を加算し、取引形態に応じた運賃・用船料等の単価・総額を算出 (月ベース、日ベース、トンベース、車両1mベース、コンテナ1本ベース等) ※	○	○

※ 運送契約における運賃は、使用する船舶ごとに事業継続上必要な運賃を算出することが原則ですが、各オーナーへの用船料の支払を適切に考慮していれば、運賃の平均値を用いる等の算出方法も合理的と考えられます。

2. 基本的な考え方

○ 運賃・用船料の体系図

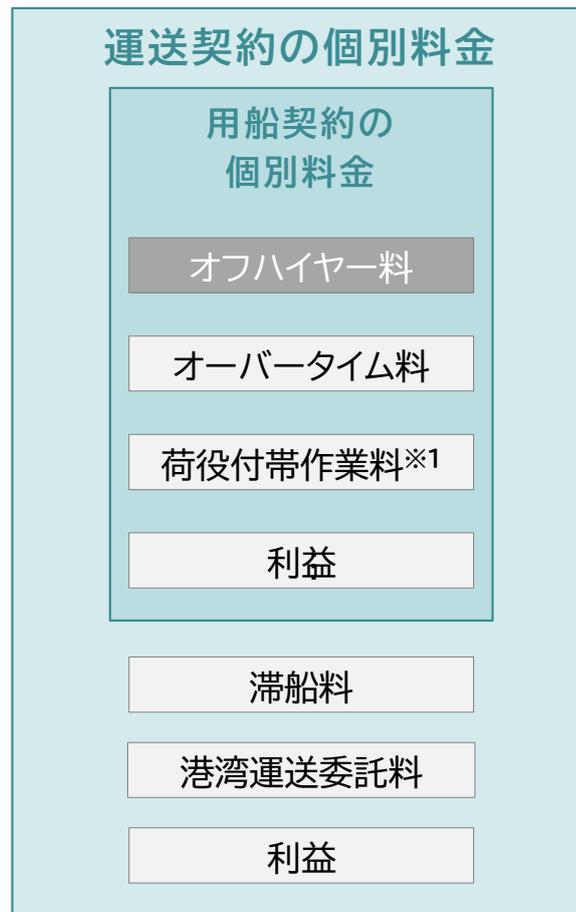
コストベースプライシングに基づいて算出された運賃と用船料の関係性は以下のとおりです。

運賃の原価には、オペレーターがオーナーに支払う用船料も含まれます。そのため、運賃の算出にあたっては、適正な用船料の支払いを考慮する必要があります。なお、運賃の算出根拠を示す際には、用船料の算出根拠についても、その妥当性を丁寧に説明することが必要です。

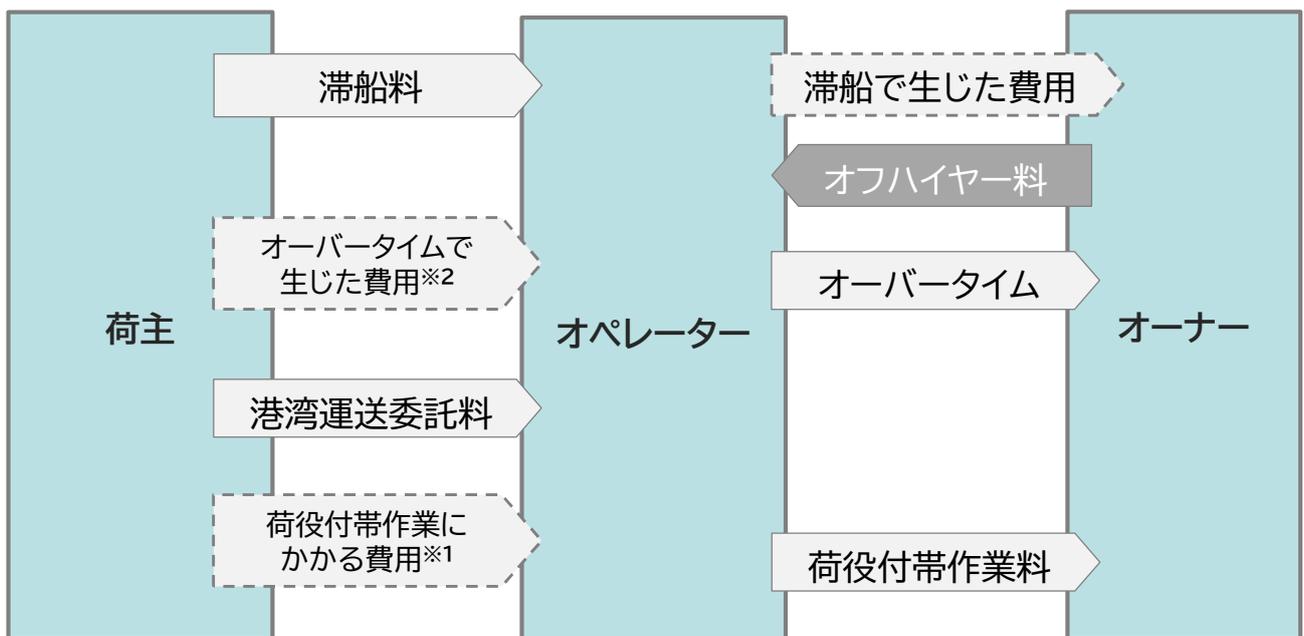


2. 基本的な考え方

○ 個別料金の体系図



○ 個別料金の支払関係



それぞれの個別料金について、最終的にはオーナーへの支払いに転嫁されるよう設定することが求められます。

※1 オペレーターの自社船で運航した場合には、運送契約の個別料金として荷役付帯作業料が発生する場合があります。

※2 ここでの費用は、荷主からの指示によってオーバータイムが生じた場合にのみ発生します。

価格決定の流れ

○ 運賃・用船料等の決定の流れ

運賃・用船料等を決定する流れは以下のとおりです。

